

かどがわ 第2期 子ども・子育て支援プラン

ダイジェスト版

(令和2～6年度)

- 第2期 門川町子ども・子育て支援事業計画
- 第2期 門川町次世代育成支援後期行動計画



[発行] 門川町 福祉課

1 計画の基本理念



すべての子どもが安心して成長できるよう、
地域みんなで支え合い、
笑顔があふれる子育てのまち門川町

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。

本計画では、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、前計画において、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまちづくりの実現のため、生みやすく育てやすい環境づくりに向けた施策展開と人材づくりの推進を目指します。

そして、これからも町民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子育て支援する基本方針を継承し、個人・家族・地域・社会・行政が一体となって、相互に連携・役割分担しながら、「子ども・子育て支援社会の構築」を目指し、子ども・子育て支援の施策を推進します。

2

事業計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、令和2年度から令和6年度までの5年を一期とした計画期間とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度 平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				見直し 策定	かどがわ 第2期 子ども・子育て支援プラン 第2期 門川町次世代育成支援後期行動計画				
かどがわ 子ども・子育て支援プラン 第2期 門川町次世代育成支援行動計画									

3

住民ニーズ調査の実施概要及び主な調査結果

本計画を策定するにあたり、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、「子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」を実施しました。



1 調査概要



調査票	調査対象者数 (配布数)	回収数	有効回答率
就学前児童保護者	716件	410件	57.3%
小学生児童保護者	528件	422件	80.0%

2 調査結果(抜粋)

1 子育てををする中で、有効な支援、対策について

子育てををする中で、有効だと思える支援・対策は以下の通りの結果となりました。

【就学前児童】

1位	仕事と家庭生活の両立	66.5%
2位	保育サービスの充実	62.4%
3位	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	56.3%

【小学生児童】

1位	仕事と家庭生活の両立	61.8%
2位	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	50.2%
3位	子どもの教育環境	49.8%

2 本町に対しての子育て支援の充実の要望(就学前児童)

1位	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	63.4%
2位	保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい	59.5%
3位	安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい	31.5%

4 児童人口推計

平成27年～平成31年の各4月1日現在の住民基本台帳による人口実績を基に「コーホート変化率法」により児童の人口推計を行いました。

(単位：人)

年 齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳～5歳 計	851	840	844	812	796
6歳～11歳 計	1,029	1,009	957	928	913
0歳～11歳 合計	1,880	1,849	1,801	1,740	1,709

※コーホート変化率・・・過去5年間の実績人口による変化率から推計する手法

5 家庭類型と関連事業の分類

家庭類型による認定区分と関連事業は以下の通りです。



認定区分	年 齢	保護者の就労状況	保育の必要性	利用できる施設			
				幼稚園	保育園	認定こども園	地域型保育事業
1号認定	3～5歳児	専業主婦(夫)短時間就労	無し	○		○	
2号認定		共働き	有り	○ ※幼稚園希望の場合	○	○	
3号認定	0～2歳児	共働き	有り		○	○	○

6 教育・保育提供区域の設定

国の基本方針における区域設定の考え方を念頭におき、市町村合併、地理的条件、交通事情、既存の施設配置等の状況から、事業の供給量確保等については、施設整備等について柔軟な対応ができることから、**門川町全域を1提供区域**として推進します。

7

主要施策と推進事業



1 特定教育・保育の量の見込みと確保方策

特定教育・保育とは・・・

- 認定こども園、幼稚園、保育所で受ける教育・保育のこと

量の見込み及び確保方策とは・・・

- 量の見込みとは、必要利用定員総数(需要量)のこと
- 確保方策とは、提供体制確保(供給量)のこと

各年度における教育・保育を提供する量の見込みを設定しました。また、提供体制確保の内容等は以下のとおりです。

(単位：人)

年 度	1号認定		2号認定	
	量の見込み (需要量)	確保方策 (供給量)	量の見込み (需要量)	確保方策 (供給量)
令和2	46	90	378	345
令和3	46	80	372	345
令和4	48	80	390	345
令和5	46	75	371	345
令和6	45	75	367	345

年 度	3号認定(0歳児)		3号認定(1-2歳児)	
	量の見込み (需要量)	確保方策 (供給量)	量の見込み (需要量)	確保方策 (供給量)
令和2	96	60	253	225
令和3	93	70	252	225
令和4	90	80	242	230
令和5	88	85	234	230
令和6	85	85	228	230

【確保方策】

本町では令和2年度から令和6年度までの5年間で、0歳から5歳の児童人口が推計値から55人減少します。児童人口の減少に伴い需要量も減少することが予想されるものの、3号認定(0~2歳)においては供給不足が見込まれます。各施設の弾力的な運用の中で供給量を確保するとともに、令和6年度までには供給が充足されるように設定します。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

1 時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の勤務時間や通勤時間の都合等により、通常の保育時間では対応できないニーズに対応するため、保育時間の延長を行う事業です。

【確保方策】

保護者の就労時間の長時間化や通勤範囲の広がりにより通勤時間が長くなっていることから、特定教育・保育施設での時間外保育の利用が増加しています。現在の実施数は6箇所です。令和2年度以降も対応可能な特定教育・保育施設において対応人数を確保します。



2 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童の健全な育成を図るため、授業の終了後に適切な遊びの場と生活の場を提供する事業です。

町内5箇所に設置(平成31年4月1日現在)しています。

【確保方策】

放課後児童クラブの需要に対しては、安心して過ごせる環境体制が必要なことから、今後のニーズや相談状況等を見ながら委託先との協議を行うとともに、小学校の余裕教室の状況や指導員の人材確保等を検討しながら判断していきます。



3 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者が、疾病、出産、出張、学校行事への参加等の理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において短期間(原則7日以内)子どもを養育・保護する事業です。

【確保方策】

実績としての対象者は少ないが、緊急的対応の必要性が高いことが考えられることから、児童養護施設との協議により、必要時に対応できるよう供給量を確保していきます。



4 地域子育て支援拠点事業



子育て支援センター、つどいの広場、児童館など親子が気軽に集まることができる地域の拠点となる事業・施設において、子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

【確保方策】

町内の子育て支援センターと人づくりセンターの2箇所にて実施しています。供給量を確保するため、今後も弾力的に体制を検討していきます。

5 幼稚園における一時預かり事業



幼稚園及び認定子ども園（1号認定）の在園児を対象として教育標準時間の開始前や終了後、夏休みなどの長期休業期間中に園児を預かる事業です。

認定こども園4園で預かり保育を実施しています。

【確保方策】

$11人 \times 25日 \times 12月 = 3,300人日$

認定こども園（幼稚園型）にて、今後の供給量を確保します。

6 保育所その他の場所での一時預かり事業



保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に子どもを預かる事業です。町内5箇所の保育（所）園及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター・就学前児童対象）にて、一時的保育として実施しています。

【確保方策】

ファミリー・サポート・センターや緊急一時預かり、保育所や認定こども園での一時預かり事業で供給量を確保します。

7 病児・病後児保育事業



病氣中または病氣の回復期にあり、普段通っている保育所などに通うことができない子どもを、保育施設や病院に付設された施設で一時的に預かる事業です。

【確保方策】

今後、病後児保育事業について、保育所や子育て支援センター、子育て援助活動支援事業等との協議を行いながら供給量を確保するための検討をしていきます。

8 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

保護者の外出時等の一時預かりなどの子育てに関する援助を、受けたい人(依頼会員)と行いたい人(援助会員)が相互に会員となり、助け合う会員組織で、会員間のコーディネート(紹介など)やサポートなどを通して相互援助活動を支援する事業です。

【確保方策】

4人(提供会員)×2人×2日×12月

依頼会員、援助会員ともに増加し、活動件数も増加していることから、令和2年度以降も充足されと考えます。

9 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うと共に、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

【確保方策】

令和2年度から門川町子育て世代包括支援センターを町民課及び福祉課の窓口に設置します。

10 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭へ、保健師、看護師等が訪問し相談に応じる事業です。町民課において「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として乳児のいる全ての家庭を対象に実施しています。

【確保方策】

出生数の減少が推計されますが、全戸訪問100%を目標に、町内各地域の訪問に対応できるよう赤ちゃん訪問員数を確保し、専門職員と連携しながら対応します。

11 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談を受け、支援、助言等を行うことにより虐待に至ることを防ぎます。

【確保方策】

養育支援が必要な家庭に対し支援を行うための仕組みづくりを検討していきます。

12 妊婦健康診査事業

医療機関を受診し、町民課健康づくり係に妊娠の届け出があり、母子健康手帳交付される際、妊婦一般健康診査助成券を交付します。

【確保方策】

妊娠届時に母子健康手帳及び妊婦一般健康診査助成券を発行し、妊娠から分娩の間、定期的に健康診査を医療機関等で受診することにより母胎の健康管理を行います。

13 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園等に対して保護者が支払うべき給食費（副食材料費）及び日用品、文房具その他の教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用を助成する事業です。

【確保方策】

基本指針による参酌標準はありませんが、新規創設事業であるため、利用者支援事業の実施や教育・保育の支給認定を行う際に、利用者のニーズを適切に把握できるように図ります。

14 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

小規模保育等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した事業の参入または運営を促進するための事業です。

【確保方策】

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援・相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設の調整等を進めていきます。

かどがわ 第2期 子ども・子育て支援プラン

ダイジェスト版

発行日 令和2年3月

発行 門川町 福祉課
